公文書を考える

日時）2026年9月15日　19:30～20:30
場所）洲本本町商店街　6丁目「ともす」
主催）公文書を考える会
　　野口純子、津田孝二、溝上卓也



繋がる

公式LINE 公文書を考える

https://lin.ee/S84s3oO

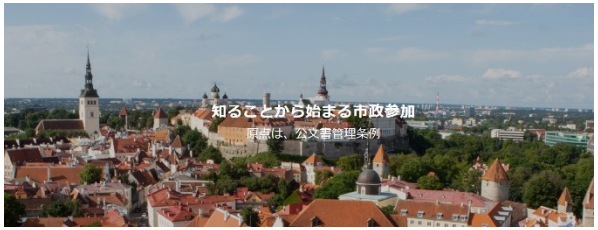
・公文書を考える会からの
　イベント案内
・公文書を考える会への連絡



HP 公文書を考える会

https://officialdoc.dxbpr.com/

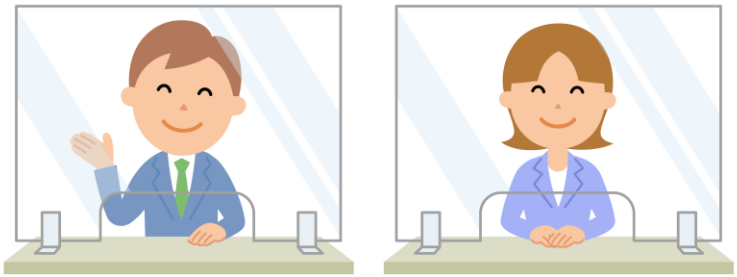
・イベント詳細内容案内
・講演レジュメ等掲載



公文書の分類（イメージ）

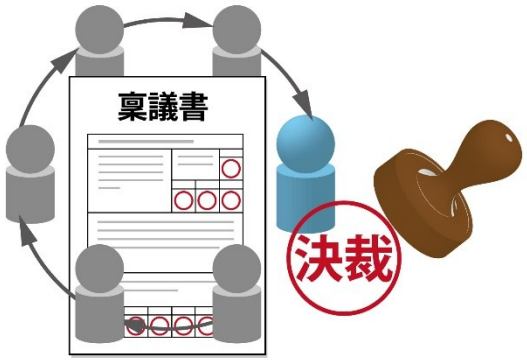
１．市役所に提出する書類、
受け取る書類

（行政サービスの
利用過程で接する文書）



２．市役所内部の書類

（市民の目に触れることは
滅多にない）



©2026 溝上卓也

公文書の分類（イメージ）

１．市役所に提出する書類、受け取る書類
・申請書、届出書、証明書
・税務・福祉・許認可に関する書類
（行政サービスの利用過程で接する文書）

©2026 溝上卓也

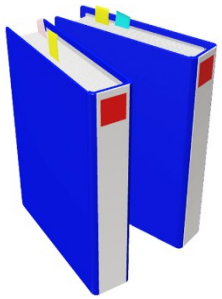
公文書の分類（イメージ）

２．市役所内部の書類
・起案書、決裁文書、稟議書
・会議録、打合せメモ、庁内メール
・現地調査、記録ヒアリング記録
・照会・回答、内部連絡、事務処理メモ
・文書管理簿
（市民の目に触れることは滅多にない）

©2026 溝上卓也

何故残っていた？　赤木ファイル、赤木ノート

・赤木雅子さんが国と佐川宣寿元理財局長を相手に起こした
　国家賠償請求訴訟の中で、「赤木ファイル」を証拠として請求。
・2021年6月22日に518ページを雅子さん側へ開示しました
・2021年12月、国は突然、請求を全面的に認諾（認める）*ました。
その結果、国に対する損害賠償請求については判決を待たずに終了



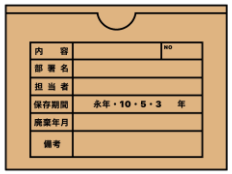
赤木雅子さんは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき、財務省に行政文書の開示請求を行いました。
請求の対象は、
大阪地検特捜部に任意提出され、その後財務省に返還された一連の行政文書

・財務省「　存否応答拒否」（文書が存在するかどうかも答えない。）
・行政訴訟　雅子さんが国（処分行政庁である財務省）を相手に処分取消訴訟を提起。
・2025年大阪高裁が存否応答拒否を違法と判断。国は上告せず判決が確定。
財務省が順次開示を開始。

１７万ページの文書（赤木ノートを含め）の公開が進行中！



赤木ノート



文書保管箱なら
約100箱

©2026　溝上卓也

公文書は誰のもの（国）

公文書は、国民のものです。

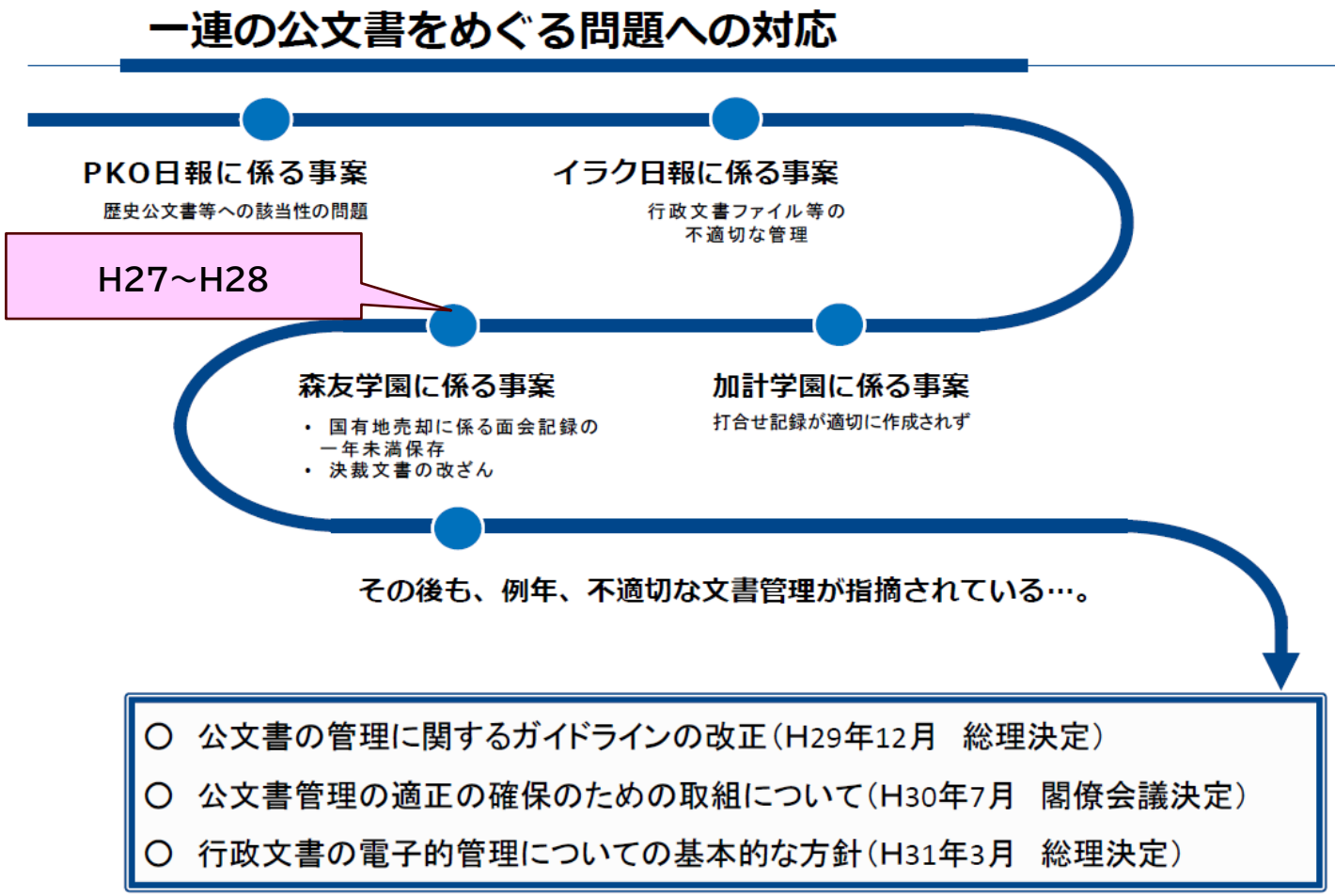
まだ、制定から
わずか17年

平成二十一年法律第六十六号（2009年制定）
公文書等の管理に関する法律(略称:公文書管理法)

第一章　総則（目的）
第一条　この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である**公文書等が**、**健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源**として、**主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ**、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、**国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的**とする。

©2026 溝上卓也

国の意識も高まって来ている。



引用：「新たに整備する行政文書の管理のための情報システム」の取組について
R６年12月4日　デジ庁　講演

©2026 溝上卓也

公文書管理法は自治体に適用されるか？

公文書管理法は、そのままでは、自治体に適用されません。

公文書管理法（地方公共団体の文書管理）第三十四条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

■努力義務とされているのみなので、「条例化」されないと効力を発揮しない。
■情報公開法は、100%条例化されている。
■公文書管理条例については
　・都道府県　約50%　・特別区・市　約6%　・町村　0%
　※県により差異が大きい
　　香川県の市　67%、　滋賀県の市　38%
　　神奈川県、熊本県の市　21%
　※小田原市、清水市　条例制定中

©2026　溝上卓也

高校教科書における「公文書」の取扱い

「情報公開」については言及されているが
「公文書」についての説明がない。

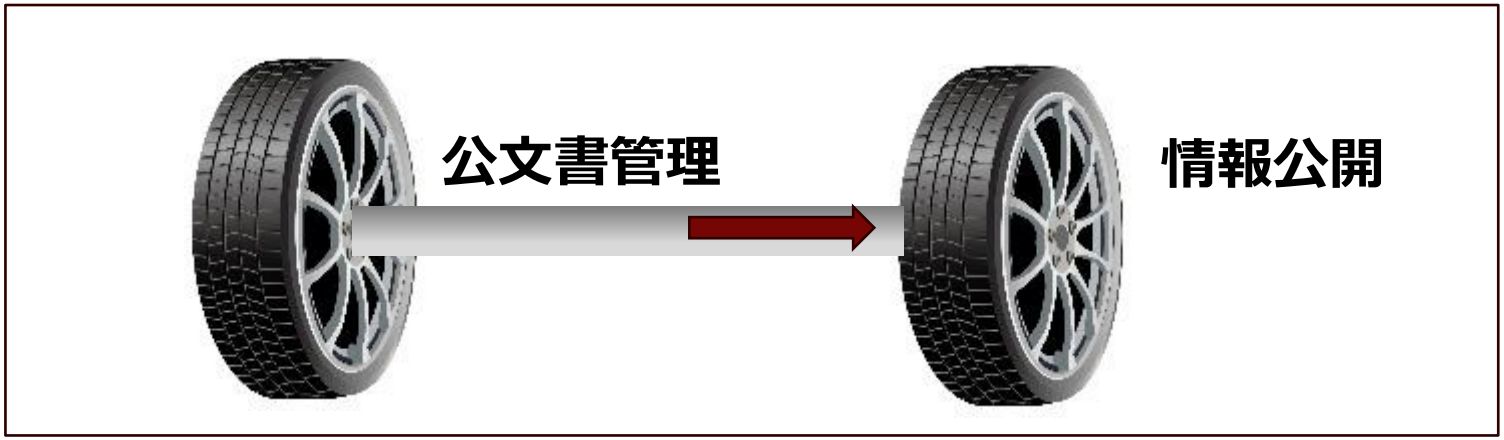
高校教科書「公共」（東京書籍）では

■日本国憲法の基本原理②基本的人権の保障
6. 新しい人権　→　知る権利
「知る権利」を保障するために地方公共団体の情報公開条例や
1999年に情報公開法が制定された。
■民主政治と私たち　民主政治と政治参加
2. 地方自治の仕組みと役割　→　住民参加の地方自治へ
住民たちが情報公開条例を活用して地方公共団体の腐敗を追求する運動は全国的拡がりを見せた
4. 内閣の仕組みと役割　→行政国家化と行政改革
行政改革の必要性がさけばれてきた。こうした声を受け、許認可制度や行政指導などへの透明性を確保する目的と行政手続法や情報公開法が制定され、

©溝上卓也　2026

情報公開と公文書管理、どちらが重要？

■情報公開と公文書管理は車の両輪とは言われているが・・・



■そもそも、公文書を作成していないと
公文書を残していないと、情報公開は有効に機能しない！
⇒　公文書管理の重要性の認識が必要です。

©溝上卓也 2026

国の考え方
第7回　公文書管理フォーラム（2026/7/30）

地方公共団体にも、公文書管理に関する責務があります。 **条例化が必要！**



公文書等の管理に関する法律
（平成２１年法律第６６号）

（地方公共団体の文書管理）
第三十四条　**地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。**

実施するよう努めなければならない

公文書館法
（昭和６２年法律第１１５号）

（責務）
第三条　国及び**地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。**

責務を要する

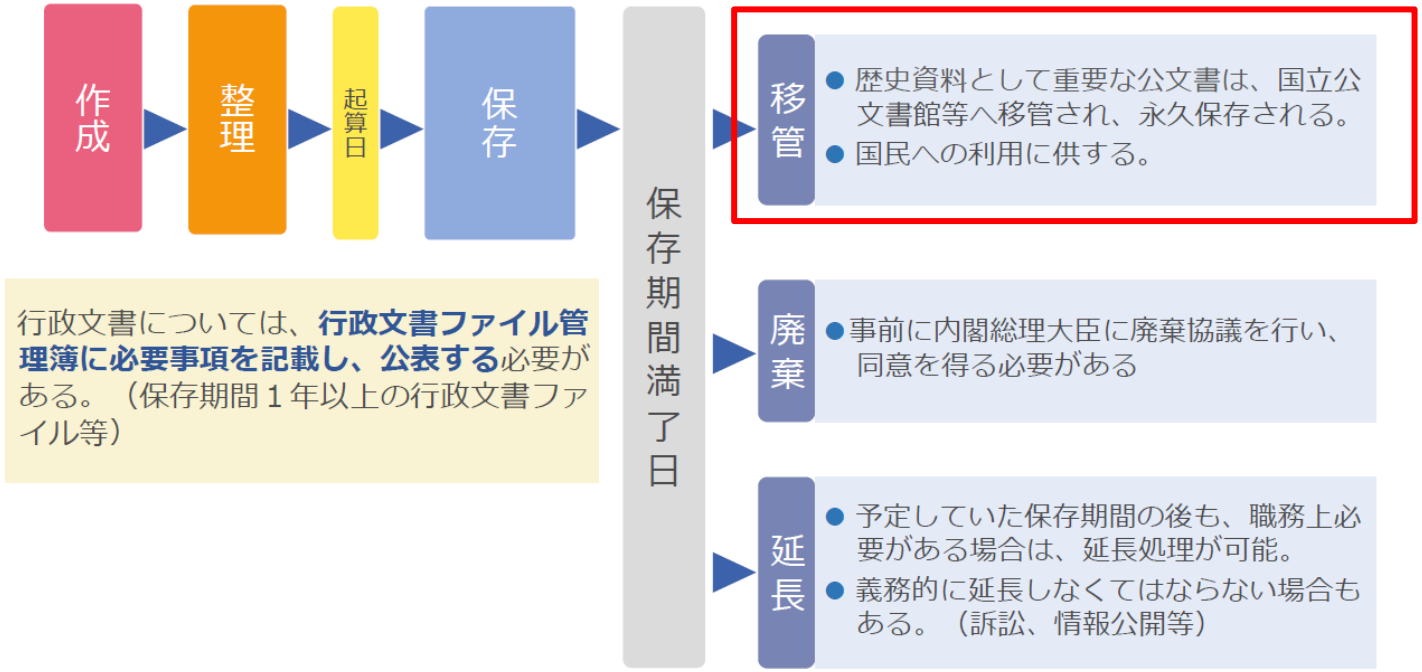
- **公文書管理法における責務規定は、**法律全体の規定内容及び考え方にのっとって、**地方公共団体が必要な措置を講ずるよう期待するもの**であり、**それぞれの地方公共団体が、憲法で保障された条例制定権に基づいて、文書管理に関する条例を自律的に制定することを含め、必要な取組を行うことが適当**であることから、努力義務とされたものです。

©2026　溝上卓也

公文書管理条例化すればよいのか

「自治体の有するその諸活動を現在及び将来の住民に説明する責務が全うされるようにする必要がある」

・作成した文書を整理し、保存する。
・現用部署の利用が終了したものを公文書館等に移管する
・これだけでは住民への説明責任を果たせない。



公文書館等

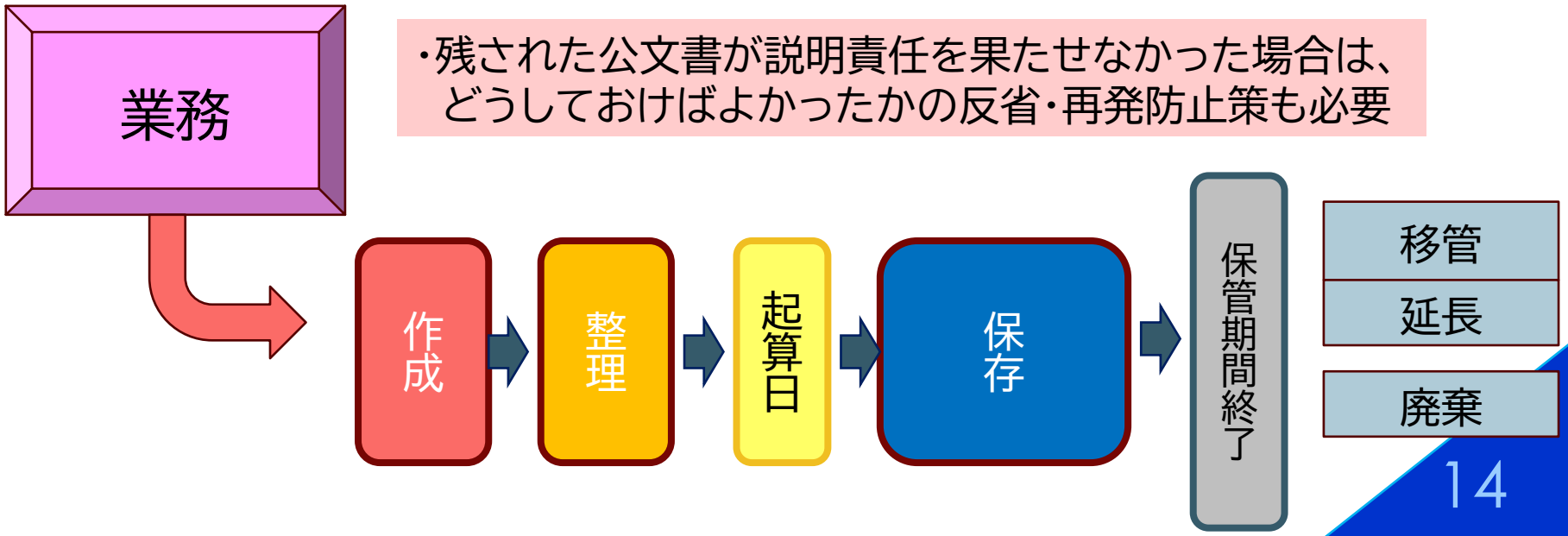
行政文書については、**行政文書ファイル管理簿に必要事項を記載し、公表する**必要がある。（保存期間１年以上の行政文書ファイル等）

©2026 溝上卓也

住民への説明責任を全うするには

PDCAを回す（マネジメントシステムと捉える）

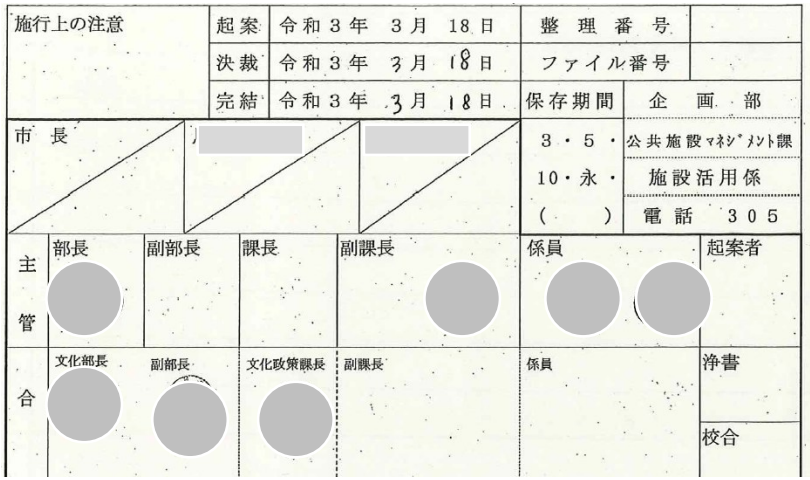
問題点（兆候）発生 → 保存公文書を分析 → 原因特定 → 業務見直し → 業務実行



©2026 溝上卓也

前例踏襲を疑え

決裁文書



施行上の注意	起案	令和３年 ３月 18日	整理番号	
	決裁	令和３年 ３月 18日	ファイル番号	
	完結	令和３年 ３月 18日	保存期間	企画部
市長			３・５・10・永・（ ）	公共施設マネジメント課 施設活用係 電話 305

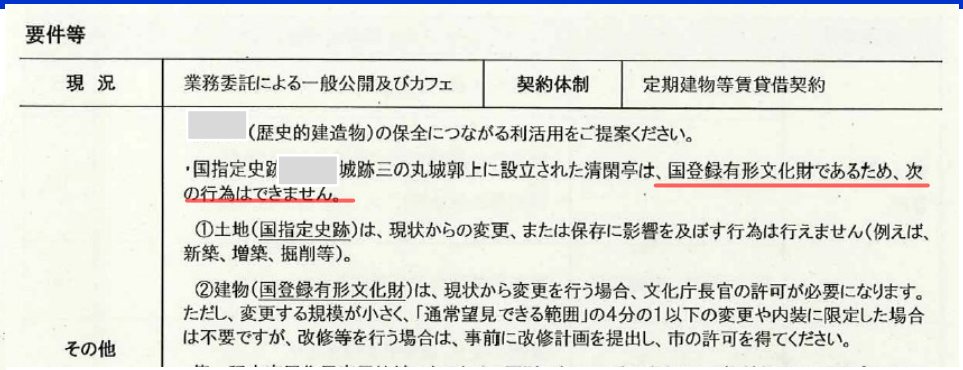
主管	部長	副部長	課長	副課長	係員	起案者
合	文化部長	副部長	文化政策課長	副課長	係員	浄書
						校合

件名　[redacted]の利活用に係る提案募集（令和２年度[redacted]公共施設等に係る民間提案制度）の実施について

このことについて次のとおり　執行　してよろしいか。　（別紙　枚）

起案説明

旧支所及び清閑亭の利活用に係る提案募集について、別紙のとおり実施要領等を定め、民間提案制度により利活用事業者を選定するものです。



要件等

現況	業務委託による一般公開及びカフェ	契約体制	定期建物等賃貸借契約

その他

[redacted]（歴史的建造物）の保全につながる利活用をご提案ください。

・国指定史跡[redacted]城跡三の丸城郭上に設立された清閑亭は、国登録有形文化財であるため、次の行為はできません。

①土地（国指定史跡）は、現状からの変更、または保存に影響を及ぼす行為は行えません（例えば、新築、増築、掘削等）。

②建物（国登録有形文化財）は、現状から変更を行う場合、文化庁長官の許可が必要になります。ただし、変更する規模が小さく、「通常望見できる範囲」の4分の1以下の変更や内装に限定した場合は不要ですが、改修等を行う場合は、事前に改修計画を提出し、市の許可を得てください。

★重要要件
国登録有形文化財であるため、次の行為はできません。
①土地の現状からの変更
②建物の現状からの変更
★根拠が示されていない
国に確認したのか？　条文確認だけか？前例踏襲？
どんな考えで、このような記したのか？

★問題発生
・業者選定後、業者からの相談で特段の審議プロセス無しに、厨房を外に増設した。
・市と業者の癒着が疑われた。
（第三者委員会は違法なしの判断だが）
（業務プロセスの不備は指摘）

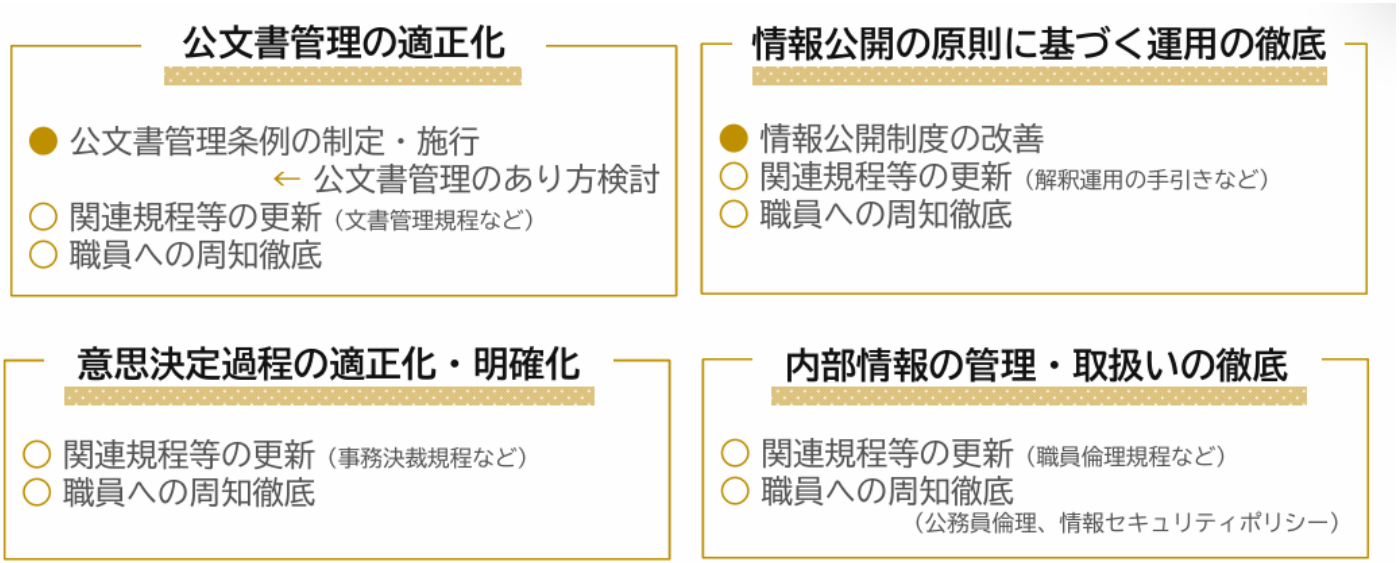
©2026 溝上卓也

再発防止策は具体的に

出典）https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/676428/1-20250414091332_b67fc532c46c93.pdf

小田原市清閑亭疑惑では、第三者委員会を設置した。
委員会からは以下のような事項について再発防止が必要と指摘があった。
これを受けて、コンプライアンス推進室は全庁に対し説明会を開催した。(R7/4)

しかしながら、R８/９時点になっても、問題発生に関与した部署ですら、
具体的な再発防止策の実施のみならず、検討も実施していない。



©2026 溝上卓也

必要なのは「ルール × システム × 人」

ルール × システム × 人 → 継続的な業務改革・改善

ルール
公文書管理条例
市民に説明できる記録を作成・管理する

システム
電子文書管理
管理工数低減、情報共有推進他

人
職員研修
問題を発見・分析し、改善につなげる

©2026 溝上卓也

洲本市の目指すべき方向性【チェンジマインド】

職員が頑張って支える行政 → 仕組みが職員を支える行政

公文書管理条例制定の検討を、行政改革の第一歩とする

「公文書を保存するためだけの条例」ではなく
「これからの洲本市の行政経営を支える公文書管理条例」
を目指すましょう。

市民に説明できる記録 ＋ 電子文書管理 ＋ 問題発見・分析力 → PDCA → 業務改善 業務改革

©2026 溝上卓也